

商工新聞読者と会員増やして、強く大きな民商を次世代に!!

名古屋北部民商ニュース

2019年10月28日(月)発行

No.350

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

複雑、難解な複数税率、インボイス制度は廃止を



10月17日(木) 名古屋北部民商事務所で「消費税・複数税率対応のための学習会」を開催し、午前中は2名、午後は1名が参加しました。

国税庁が作成したパンフ「よくわかる消費税軽減税率制度」と「消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド」も使って解説。

令和元年(2019年)10月1日から区分記載請求書等保存方式がスタート。

令和5年(2023年)10月1日からは適格請求書等保存方式(インボイス制度)がスタートすることも併せて説明しました。

インボイス制度導入後は、適格請求書発行事業者にならなければ、取引先が仕入税額控除できなくなることから、免税事業者が取引から排

除される恐れがあることも説明しました。

参加したTさんは「そんなことになるなんて初めて知った。外注先が適格請求書発行事業者にならなければ、うちが消費税を余分に納めることになるの...と困った様子に。

消費税5%に戻せ! インボイス制度廃止!の署名を広げることの重要性も説明しました。

共済会未加入者を訪問 4人が加入

10月17日(木)夜、名古屋北部民商共済会は、2組に分かれて、未加入会員を訪問し、4名が新たに加入しました。

井浪理事長と県連の益田さん、豊田事務局次長の組は、事前に電話で訪問を伝えていた佐々木さんから「急にかけることになった」と電話が入り、行動前に豊田次長が訪問し、夫婦で加入しました。佐々木さんの奥さんも会員のため、A会員が2名増えました。

また、Iさんは、事業主の息子さんが留守だったため、加入を検討してもらうことになりました。

事前に連絡した際には「生命保険に入っているから加入しない」と言っていた佐藤さん。「アメリカからの外圧で共済がつぶされる。8割9割の加入率で共済をまもりたい」と話すと「わかりました。加入します」と変化。

大谷さんと三浦さん、県連の藤田さん、沢田事務局員の組が訪問し、アンケートにも協力してもらいました。

また、Hさんは「週末の仕事の段取りで出かけますが、資料を届けて下さい」とのことで、加入リーフと申込書、アンケートを届けました。

訪問後「守山区は久しぶりに行っただけ遠いなあ」「忙



しいことはいいこと。でも健康診断は受けてもらわないと...」事前にアポを取ってあつて良かったなどの感想がだされました。

この他、午後の消費税学習会に参加した守山のNさんの奥さんが加入し、この日の行動でA会員3名、B会員1名が新たに加入しました。

簡易課税制度選択届出書の届け出期限の特例について

消費税 10%増税と複数税率がはじまりました。複数税率の導入とともに、区分経理など事務量がいつそう煩雑になりました。

簡易課税制度を適用するためには、適用する年度の開始前に届け出が必要です。しかし、今回は複数税率導入時の特例が設けられましたので、以下で説明します。

令和元年(2019年)10月1日から令和2年(2020年)9月30日までの期間、その間の1日でも含まれる事業年度には「簡易課税制度選択届出書」の届け出期限の特例が設けられています。※令和元年7月1日より届出書の提出が可能。

この特例を適用することで軽減税率制度の実施により、課税売上・課税仕入等について税率ごとに区別して合計することに「困難な事情」がある事業者は届け出を提出した課税期間から簡易課税を適用することが可能となります。

《特例を受けるための条件》

- ①仕入を軽減税率と標準税率に区分することが困難
- ②中小業者(課税売上高が5,000万円以下の事業者)
- ③令和元年(2019年)10月1日から令和2年(2020年)9月30日までの期間、その間の1日でも含まれる事業年度が対象

台風19号で被災されたみなさんにお見舞い申し上げます。
民商では、災害募金を集めています。ご協力をお願いします。

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

